

奈良県告示第百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和七年六月十七日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
舛田 譲二	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇	内科（心臓機能障害）	令和七年五月八日
洲脇 直己	社会医療法人健生会土庫病院	大和高田市日之出町一二番三号	内科・リハビリテーション科（音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	令和七年五月十五日
中村 圭吾	医療法人竹川内科クリニック	橿原市内膳町五丁目三番五号 コスモ大和八木一階	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	令和七年五月十五日

（次頁に続く。）

林 需	庄 野 士 気
社会福祉法人綜合 施設美吉野園診療 所	社会福祉法人恩賜 財団済生会中和病 院
吉野郡大淀町大字 下渕六二九	桜井市大字阿部三 二三
内科（肢体不 自由）	整形外科（肢 体不自由）
令和七年五 月十六日	令和七年五 月十六日